

毎週火・金曜日発行（但休日と当落ときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 林道事業補助金交付要綱の廃止
保安林の解除予定の通知
基準給食の承認
健康保険法による保険医の登録
- ◇運営告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定
昭和二十五年五月鳥取県選挙管理委員会告示第九号の一部改正
昭和三十五年十月鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号の一部改正

告示

鳥取県告示第五百七十号

林道事業補助金交付要綱（昭和三十七年十二月鳥取県告示第六百六十四号）は、昭和三十八年十一月一日限り廃止する。

昭和三十八年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百七十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一四六（国有林）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
道路敷地とするため

鳥取県告示第五百七十二号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定

方法(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基づく基準給食として、次のとおり承認した。

昭和三十八年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設名称	所在地	基準給食承認番号	対象	承認年月日	採用点数表
鳥取県立厚生病院	鳥取市吉(食)	方八〇六第四二号	一般病棟	昭三八、一〇、一	乙

鳥取県告示第五百七十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項第二号の規定により、不在者投票管理者を置くことのできる病院及び老人ホームを次のとおり指定し病院については、次の衆議院議員総選挙、老人ホームについては、昭和三十八年十一月二日以降公示又は告示される選挙から施行する。

昭和三十八年十一月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

病院名	所在地
山陰労災病院	米子市皆生字ウトロ沖一、四八〇番地
老人ホーム名	所 在 地
鳥取県母来寮	東伯郡羽合町大字上浅津字餅ヶ坪四〇七番地ノ一

鳥取市敬生寮 鳥取市丸山二九四番地

倉吉市養老院 倉吉市余戸谷三、二九〇番地

米子市白寿荘 米子市皆生一、八〇六番地ノ四

尚 風 園 日野郡日南町矢戸一、二〇二番地ノ一

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和二十五年五月鳥取県選挙管理委員会告示第九号(不在者投票管理者をおくことのできる病院について)の一部を次のように改正する。

昭和三十八年十一月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

「市立鳥取市民病院」を「鳥取市立病院」に、「厚生病院」を「鳥取県立厚生病院」に、「米子市皆生一、八一四番地」を「米子市皆生一、八〇六番地ノ二」に、「西伯郡大園村大字倭三九七番地」を「西伯郡西伯町大字倭三九七番地ノ一」に、「米子市加茂町一丁目一四」を「米子市加茂町一丁目一六番地」に改める。

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

昭和三十五年十月鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号(不在者投票管理者をおくことのできる病院について)の一部を次のように改正する。

昭和三十八年十一月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

「鳥取市東品治町一〇番地」を「鳥取市東品治一〇番地の一〇」に改める。